

# 令和5年度 愛媛支部事業計画（案）

---

| 分野            | 具体的施策等   |
|---------------|--|
| 1. 基盤的保険者機能関係 | <p><b>【目的・目標】</b><br/> 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をしたうえで、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会けんぽの保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b><br/> 協会けんぽは、約 4,000 万人の加入者、約 250 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b><br/> 協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間を 10 日間とするサービススタンダードを遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者から相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。</li> <li>・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul> |

**【困難度：高】**

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする

(参考：令和4年11月末現在 100%)

②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

(参考：令和4年11月末現在 92.6%)

(3) 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員に対する広報（研修会・納入告知書同封チラシ・メールマガジン等）を実施するとともに、地域の医療機関や市町と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。（※県内20市町全てと161医療機関に申請書配置済）

(4) 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む）を行うとともに、支部保険給付適正化プロジェクトチームにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・厚生支局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し、適正化を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度以下とする。（参考：令和4年10月末現在 0.36%）

■ 支部目標：多部位・頻回・部位転がし申請月例照会数300件以上

(5) 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査1件当たり査定額の向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）を対前年度以上とする

（参考：令和3年度 0.294% 令和3年度上期 0.281% 令和4年度上期 0.297%）

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

（参考：令和3年度 3,922円 令和3年度上期 3,906円 令和4年度上期 3,804円）

- ・外傷による医療機関等の受診者については、負傷原因の照会を行い、第三者による行為が原因の場合は、傷病届の提出勧奨を行う。また、労働災害や第三者行為に該当する場合の返還金請求や損害賠償請求等を確実に実施する。

(6) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行う。催告後も未回収の場合には、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を行うほか、未返納の多い事業所等への働きかけを行う。また、日本年金機構に対しても、被保険者証回収不能届の添付にかかる協力要請を行う。

- ・債権管理回収計画を策定し、発生した返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

**【困難度：高】**

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする  
（参考：令和4年10月末現在 92.57%）  
②資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率を対前年度以上とする  
（参考：令和3年度 76.76% 令和3年度上期 28.07% 令和4年度上期 37.54%）

**(7) 被扶養者資格の再確認の徹底**

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨、未送達事業所への送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする（参考：令和3年度 92.3%）

**(8) オンライン資格確認の円滑な実施**

- ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋にかかる広報を行う。

**【重要度：高】**

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

**(9) 業務改革の推進**

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化して相談業務の品質の向上を図る。
- ・新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

**【困難度：高】**

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

## 2. 戦略的保険者機能関係

### 【目的・目標】

保険者機能強化アクションプラン（第5期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施し、「加入者の健康度の向上」、「医療等の質や効率性の向上」及び「医療費等の適正化」を図る。

#### (1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

収縮期血圧 $\geq 130$ mmHgの者の割合が多い等、血圧に関する課題があるため、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）では血圧対策を推進する。

■ 上位目標：愛媛県新規透析導入患者数522名（平成27年）を400名（平成27年全国平均並）に減らす

■ 中位目標：① 収縮期血圧 $\geq 130$ mmHgの者の割合が、男性については43.4%（平成27年度愛媛支部平均）から38.2%（平成27年度全支部平均）に、女性については28.8%（平成27年度愛媛支部平均）から24.4%（平成27年度全支部平均）に改善する

② 高血圧（ $\geq 140/90$ mmHgまたは服薬）の者の割合が、男性については39.9%（平成27年度愛媛支部平均）から36.5%（平成27年度全支部平均）に、女性については24.5%（平成27年度愛媛支部平均）から21.7%（平成27年度全支部平均）に改善する

#### ① 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

##### (a) 被保険者に対する対策

- ・ 健診保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 健診実施機関との協力・連携の強化により、既存健診実施機関における生活習慣病予防健診の受診率の向上を図る。
- ・ 外部委託を活用し、事業者健診結果データの取得を促進する。

##### (b) 被扶養者に対する対策

- ・ 愛媛県全域において、オプション検査を付加した協会けんぽ主催の無料集団健診を実施する。
- ・ 居住地や経年受診状況等により勧奨対象者を選定し、効果的・効率的な受診勧奨を行う。

- ・自治体と連携し、特定健診と自治体の実施するがん検診との同時実施を周知し受診を促進する。

**【重要度：高】**

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

**【困難度：高】**

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：201,478人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 67.3%（受診見込者数：135,595人）
- ・事業者健診データ 取得率 8.3%（取得見込者数：16,723人）

■ 被扶養者（実施対象者数：56,759人）

- ・特定健康診査 実施率 34.2%（受診見込者数：19,412人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を67.3%以上とする  
② 事業者健診データ取得率を8.3%以上とする  
③ 被扶養者の特定健診実施率を34.2%以上とする

② 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・健康宣言事業所や実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を実施する。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- ・協会けんぽ主催の集団健診と同日に初回面談を実施し、特定保健指導につなげる。



**【重要度：高】**

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

**【困難度：高】**

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：31,072人）

・ 特定保健指導 実施率 38.0%（実施見込者数：11,808人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,824人）

・ 特定保健指導 実施率 45.3%（実施見込者数：827人）

■ KPI：① 被保険者の特定保健指導実施率を38.0%以上とする

② 被扶養者の特定保健指導実施率を45.3%以上とする

③ 重症化予防対策の推進

- ・ 健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 未治療者のうち、重症度が高い者（二次勧奨対象者）に対して文書による受診勧奨と併せて、協会保健師による電話・訪問による受診勧奨を実施する。
- ・ 血圧・血糖値が要治療・要精密検査と判定された者に対して、健診当日に生活習慣改善に向けた保健指導と医療機関受診勧奨を健診実施機関への外部委託により実施する。
- ・ 糖尿病性腎症患者で重症度が高い者に対して、文書、面談による重症化予防プログラムへの参加勧奨を実施する。

- ・若年期からヘルスリテラシーの向上、重症化予防対策の意識醸成を図るため、健診結果に応じた個別の情報提供を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1400人
- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

④ コラボヘルスの推進

- ・協会の保健師・管理栄養士が事業所と健康づくりに向け協力・連携した取組を行い、健康経営を推進する。
- ・経済団体、業界団体等と連携し、事業所への健康経営の普及、事業所における健康づくり意識の醸成を図る。
- ・事業所の健康状態を見える化したツール「健康つうしんぼ」を活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。
- ・事業所における健康づくりの具体的な取組をまとめた取組事例集を作成し、ホームページへの掲載や事業所に提供することにより、好事例の横展開を図る。
- ・健康宣言事業所に対し、食や運動、メンタルヘルスをテーマとした講座の開催、「健康情報冊子」等の健康情報ツールの提供により、事業所における健康づくりを推進する。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を1,150事業所以上とする  
(参考：令和4年11月末現在 1,082事業所)

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ① 本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。
- ② 加入者・事業主・健康保険委員等に幅広く情報発信するため、ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、Web 広告や本部作成広報資材等を活用した広報を実施する。
- ③ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を実施する。
- ④ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合（被保険者カバー率）を58.0%以上とする（参考：令和4年11月末現在 57.5%）

■ 支部目標：事業所数に対するメールマガジン会員数の割合8.2%  
（参考：令和4年11月末現在 7.7%）

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・本部から提供される「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用して重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。
- ・本部から提供される「情報提供ツール」を活用し、自機関のジェネリック医薬品使用割合等が分かる「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を医療機関及び薬局へ送付する。
- ・ジェネリック医薬品の使用率が低い乳幼児世代の親に向けたジェネリック医薬品使用促進チラシを作成し、市町の窓口（子供医療助成担当課）への設置を依頼する。
- ・愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」を使用したジェネリック医薬品希望シールを作成し、医師会・薬剤師会と連携し医療機関窓口・薬局窓口や、各種セミナー等で配付する。
- ・ジェネリック医薬品使用割合への影響度の高い医療機関・薬局に対する働きかけや、ターゲットを絞った加入者への広報等を実施する。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：愛媛支部のジェネリック医薬品使用割合を 80.0%以上とする。

（参考：令和 4 年 7 月現在 78.1%）

(4) インセンティブ制度の着実な実施

- ・見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き、周知広報を丁寧に行う。
- ・商工会議所広報誌等へインセンティブ制度及び健康づくり宣言に関する記事を掲載することにより制度の周知広報を行う。

(5) 医療データや健診結果の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

① 外部への意見発信や情報提供

- ・地域医療構想調整会議等において、協会の医療データの分析結果や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
- ・医療データや健診結果の分析結果について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

② 医療データや健診結果の分析

- ・医療費適正化に向けて医療データや健診結果を活用し、医療費や健診結果の地域差について支部の特徴や課題の分析を行う。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

③ 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・ホームページ等により「上手な医療のかかり方」について広報を実施する。

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>3. 組織・運営体制関係</p> | <p><b>【目的・目標】</b><br/> 保険者機能の基盤となる組織体制の強化を図る。</p> <p>(1) 適切な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週次会及び月例幹部会を開催し、支部内ガバナンスの徹底及び組織目標達成に向けた業務進捗状況の確認を行う。</li> </ul> <p>(2) 職員の労務管理</p> <p>以下の施策の実施により超過勤務の縮減および職員の健康の保持増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノー残業デーの実施（水曜日及び金曜日）</li> <li>・ 業務進捗管理の徹底</li> <li>・ 衛生委員会の適切な運用</li> </ul> <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務管理を通じたOJTを中心としつつ、以下の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① ハラスメント研修</li> <li>② メンタルヘルス研修</li> <li>③ 情報セキュリティ研修</li> <li>④ 個人情報保護研修</li> <li>⑤ コンプライアンス研修</li> <li>⑥ ビジネススキル研修</li> <li>⑦ ①～⑥以外の独自研修の企画・実施</li> </ol> </li> <li>・ 本部幹旋通信教育講座等を利用した自己研鑽活動を推奨する。</li> </ul> <p>(4) 新規学卒者採用活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規学卒者応募の増加に向け、愛媛県内の4年制大学への働きかけを行う。</li> </ul> |
|---------------------|---|

(5) コンプライアンスの徹底とリスク管理

- ・ 支部内研修等を通じ、情報セキュリティ及び個人情報保護を始めとしたコンプライアンスの徹底を図る。
- ・ 年2回、支部内自主点検を行う。
- ・ 毎月、個人情報取扱点検を行う。

(6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- ・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする。

(7) 事務処理誤り発生防止対策の徹底

各種関係法令の遵守を基本とし、以下対策の徹底により事務処理誤り発生防止を図る。

- ・ 業務処理マニュアルに基づく事務処理
- ・ 人事異動時の確実な事務引き継ぎ
- ・ 過去に発生した事務処理誤り案件の再発防止